

## 違反是正事例（事例 2－7）

テーマ

＜ 長期未是正違反対象物に対する違反処理 平成 27 年度 ＞

（警告・4 項・組織体制・連携）

- 長期にわたり違反が継続していた防火対象物に対し、予防業務体制の見直しを契機に建築部局と連携して立入検査を実施、多数の違反を是正させた違反処理事例

### 防火対象物の概要（平成 17 年 9 月の立入検査時）

- (1) 用途 物品販売店舗（4）項
- (2) 構造・規模 昭和 43 年竣工、46 年及び 62 年に増改築  
鉄筋コンクリート造 地上 5 階（屋上の一部に木造建築物）  
屋内階段 2、屋外階段 1  
建築面積 603 m<sup>2</sup> 延べ面積 2,609 m<sup>2</sup>  
無窓階 1～4 階  
収容人員 500 名
- (3) 消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯
- (4) 関係者等 代表取締役会長 A（親）  
代表取締役社長 B（息子）  
店長・防火管理者 C



### 1. 違反処理の概要

#### (1) 過去の経過

ア 当該消防本部は、平成 15 年に 2 市 2 町の合併と同時に発足した。予防業務については、各署所に専属職員はおらず、本部予防課で予防業務全般の事務を行い、各署所は、隔日勤務の警防係員が立入検査、火災調査等の予防業務を警防業務と併せて実施する体制となっている。

なお、当該消防本部では、職員の大量退職等による予防業務体制の見直しが必要となったことを機に査察業務を抜本的に再構築し、管内の防火対象物を火災危険度の高い順に

選定、優先順位をつけた立入検査と積極的な違反是正を図る体制を整備した。

イ 当該対象物は、昭和43年に建築され、46年、52年と増築を繰り返し、消防法及び建築基準法違反が発生していたが、その都度、違反是正指導を繰り返すのみで「警告書」も数回交付していたが、上位措置へ着手するタイミングを失ったまま現在に至っていた。

(2) 端緒

平成17年9月、建築物防災週間に伴う建築部局との合同立入検査において、多数の消防法令及び建築基準法違反が併存していることを確認した。

なお、合同立入検査の違反事項は次のとおりである。

ア 消防法令違反

- ・防火管理者未選任
- ・消防訓練の未実施
- ・防火対象物定期点検の未実施
- ・各階店舗内じゅうたん防災表示なし
- ・屋内消火栓設備の作動不良（ポンプ腐食により作動せず）
- ・自動火災報知設備の受信機・感知器の型式失効、未警戒区域多数
- ・非常放送設備未設置
- ・誘導灯の未点灯多数

イ 建築基準法令違反

- ・防火戸及び防火シャッター不具合による堅穴区画の機能障害（昭和46年増築部分）
- ・屋上に違法建築物（昭和62年）

(3) 立入検査から警告までの経過

ア 過去の指導経過もあったことから、平成17年9月に実施した建築部局との合同立入検査の2日後に、再度当該対象物に出向き、店長Cから質問調書を聴取するとともに、実況見分を実施した。

店長等も違反の認識はあったことから違反調査には協力的でスムーズに実施でき、店長Cからは、「わずかでも予算計上の発生する事項については、社長に全権限があり、店長には何の権限もないため、社長の指示がなければ違反事項の改修はできない」という供述があった。

その後、火災危険の高いと思われる「堅穴区画の機能障害」及び「屋内消火栓設備の作動不良」の2つに絞り、平成17年9月末、履行期限を平成18年1月末とし、警告書を交付した。

イ 店長が防火管理者として選任された以外の違反は是正されず、履行期限が到来した。

同時期に、近隣消防本部管内にある同法人の物品販売店舗に対して違反処理を行い是正させたという情報を入手したことから、その経緯を聞き、個別具体的なアドバイスや助言を受けた。

ウ 平成18年2月、履行期限が到来したが人事異動等により担当者が変わり違反処理が中断してしまう。

(4) 命令までの経過

ア 平成21年12月、消防用設備等点検結果報告書が提出されたが、警告書の交付時と

変わらないことから強力に違反是正を推進することとした。

イ 平成 22 年 1 月、立入検査を実施。違反の状態が平成 17 年から変わらない旨を確認。

地元警察署や市の担当者へも相談し、アドバイスを基に、「組織としての方針決定」を定めることとした。

ウ これまでの指導経過を全て一覧表にまとめ、違反事項の構成要件と根拠法令の再検討を行い、最終的に是正させるまでの違反処理手順を細かく調整し目標を明確に定め、消防長から「組織として最終的に命令、告発も視野に入れた違反処理を実施する。」という違反処理方針の決定を受けた。

エ 過去の経過を踏まえて再度立入検査結果通知書から交付することとし、消防法第 8 条、第 17 条及び建築基準法の違反を全て指摘して、改修報告期限を 2 週間とした。

名宛人は、不動産登記簿及び商業登記簿で確認し、代表取締役 A 会長と代表取締役 B 社長の連名で通知することとした。

なお、警察と協議したところ、「担当部署に交付すると内部処理し管理権原者まで通知内容が伝わらないことがある。」というアドバイスを受けたことから、本通知は、配達証明付き内容証明で郵送した。

建築基準法に係る違反事項については、建築部局とも協議し、消防として告発までを視野に入れ対応することを伝え、連携を図ることとした。

オ 2 週間経過したが、改修報告書は、提出されなかったことから上位措置の準備にとりかかり、平成 22 年 3 月、改修意思の確認のため、出頭要請書を管理権原者に配達証明郵便で送付したところ、本社経理担当者及び店長が委任状持参で出頭した。

経理担当者及び店長から供述を聴取すると「不景気で金銭的な理由により改修が遅れている」「管理権原者から、改修に係る具体的な指示は出ていない」とのことであった。

カ 翌週、実況見分を実施し、質問調書、実況見分調書などを整え、違反調査報告書により消防長の決定を受け、平成 22 年 5 月、警告書を手交にて A 会長に交付、同時に供述を聴取した。A は「予算執行を含んだ実質の経営権は息子の B にある。B は忙し過ぎて来る暇はない。」と供述した。

(警告事項)

- ・屋内消火栓設備改修、堅穴区画改修(履行期限 3 か月) 消防法第 17 条・建基法第 36 条)
- ・自動火災報知設備改修、放送設備の設置(履行期限 2 か月)(消防法第 17 条)
- ・防火対象物定期点検の実施(履行期限 1 か月)(消防法第 8 条の 2 の 2)

## 2. 違反処理の完結

- (1) 平成 22 年 6 月末に経理担当者が来て、消防用設備等の見積書を持参したが高額であることから期間の延長の申し入れがある。
- (2) 平成 22 年 7 月～8 月、建築基準法違反であった屋上の木造違法倉庫及び宿舍の撤去の確認をしたが、履行期限が経過したことから命令の事前手続きを準備していたところ、平成 22 年 9 月、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備の着工届が提出された。
- (3) 平成 22 年 12 月 1 日、設置届が提出され、消防検査を実施、命令事項は履行された。

(4) 建築基準法令違反について、上位措置が必要かどうかについて違反是正支援アドバイザー制度を活用して相談。

その結果、消防法令違反が是正されたこと、堅穴区画不備の階段以外に別の屋内階段及び屋外階段があること、消防用設備等の改修設置及び消防訓練の実施等から、有効な消火・避難などの初動が可能であると判断し、上位の措置は留保することとした。

堅穴区画の不備は、建築部局と協議し、防火戸を改修し区画形成できるよう指導することとし、B社長に出頭要請をかけ、質問調書を聴取、平成23年9月、催告書を交付し年度内に改修する旨の誓約書が提出され、改修業者との調整を実施している。

## (事例2—7) グループ検討

テーマ

＜ 長期未是正違対象物に対する違反処理 ＞

### 1. 長期間未是正の対象物について

本事例では、違反の覚知から違反処理、是正完了まで長期間を要していますが、長期間消防法令の重大違反が継続する対象物をなくすためには、どのような体制を構築すべきか、違反対象物の管理把握体制等を中心に、各消防本部取り入れている手法等を踏まえ検討してください。

### 2. 違反処理への移行

本事例は、違反の覚知から長期間経過した後に、違反処理の方針を組織的に決定した事例になりますが、違反処理へ移行するタイミング(移行基準)や組織としての意思決定等について、各消防本部の体制を踏まえ検討してください。

### 3. 違反是正方法

本事例では、アドバイザー等からの助言や支援を受け、違反是正を進めていくことができました。違反是正業務が滞りなく継続できるよう各消防本部内における協力体制や外部組織への支援体制などについて検討してください。

また、限られた人材の中で優先すべき事項、中長期的な違反是正計画等についても各消防本部の体制を踏まえ検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(テキストに資料として、「査察規程の作成例」を掲載しています。)